

事務連絡
平成23年6月20日

東京電力・東北電力から電力供給される
各〔都 県〕
〔指定都市〕 民生主管課 御中
〔中核市〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等における節電対策につきましては、「社会福祉施設等における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年5月31日付事務連絡）においてお示ししたところです。

当該事務連絡中、追って通知予定としておりました節電行動計画の作成・提出・公表等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、各都県等におかれましては、これらの内容につきご了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村や社会福祉施設等への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取組むことが求められています。

大口需要家である社会福祉施設等は、別紙1「社会福祉施設等の節電行動計画フォーマット（例）」（以下「フォーマット（例）」という。）を参考に、節電行動

計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページにフォーマット（例）の電子媒体を掲載しておりますので、ご活用ください。）

【フォーマット（例）掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係 → 夏期の電力需給対策関連通知等

（ URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html> ）

（２）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた社会福祉施設等は、作成していただいた節電行動計画及び別紙２「電力使用の制限緩和適用を受ける社会福祉施設等に係る資料」を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（フォーマット（例）を参考に節電行動計画を策定のうえ、Eメールで提出してください。都県又は団体を經由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

なお、同一敷地内で病院や各種社会福祉施設等を運営しており、電力契約は各施設全体で一括契約している法人の場合においては、主たる施設のみ計画を策定し（但し、施設間で相談し、全体を網羅できるものが望ましい）、主たる施設の担当部署に送付するようお願いいたします。

【提出先】

＜保護施設＞：厚生労働省社会・援護局保護課
Eメール：shimizu-osamu@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2613

＜障害者福祉施設＞：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
Eメール：syo-setsuden@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2528

＜高齢者関係施設＞：厚生労働省老健局高齢者支援課
Eメール：kourei-yosan@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2888

＜児童福祉施設＞：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
Eメール：inada-masayuki@mhlw.go.jp
(TEL) 03-3595-2491

ご提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認

の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨ご承知おきください。

なお、節電行動計画についての検証を策定時及び使用制限期間終了後の2回行うこととしており、先進的な取組については、作成された方のご了解をいただいた上で、HP等に掲載し、他の需要家が取組の参考にできるようにする予定です。

(3) 節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動計画に基づく節電の取組の実施結果（フォーマット（例）等）について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた社会福祉施設等は、節電の取組の実施結果について、「1.（2）節電行動計画の提出」でお示した提出先へ、策定した節電行動計画の「節電実績（15%削減というように記載）」、「実行をチェック」を記入等の上、9月分の使用電力の検針日以降速やかにEメールでご提出をお願いいたします。

ご報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨ご承知おきください。

また、厚生労働省として社会福祉施設等における節電の取組状況を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、社会福祉施設等を訪問させていただき、社会福祉施設等のご協力に基づき、節電の取組状況の聴取及び意見交換等をさせていただくことがあります。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくこととなりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

2. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である社会福祉施設等は、別紙1「社会福祉施設等の節電行動計画フォーマット（例）」（以下「フォーマット（例）」という。）を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありません。

3. 節電行動計画の位置付について

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくもので

あり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各社会福祉施設等において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

4. 問い合わせ先

(1) 電気事業法第27条による使用制限を含む夏期の電力需給対策に係る全般のご相談・ご意見について

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

(TEL) 03-3501-1511 (内線4581～4590)

(2) 節電行動計画について

「1. (2) 節電行動計画の提出先」に同じ

5. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力需給対策関係」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電－電力消費を抑えるには－」

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

※節電を意識するあまり保健衛生上、安全上及び管理上等不適切なものとならないよう、また、適度にエアコン等を使用して、熱中症を防止していただくことにも、呼びかけをお願いいたします。